

令和7年度第2回佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会
議事概要

○日時

令和7年11月13日（木）10:00～11:30

○場所

佐賀市青少年センター 大会議室

○出席者

【委員】（順不同、◎は会長）

◎田代委員、池田委員、永石委員、谷口委員、小副川委員、石丸委員、小林委員、
村山委員、諸田委員（代理出席 山崎氏）、久保山委員、吉岡委員、立石委員

【事務局】

<佐賀市>

松枝福祉総務課長、野田福祉総務課係長、谷口福祉総務課主任

中島生活安全課長、石橋生活安全課副課長、西生活安全課主任

<佐賀市社会福祉協議会>

今井事務局長、池田事務局次長、江原地域支援課副課長、馬場地域支援課係長、

鈴木地域支援課主事、城野地域支援課主事、牟田口地域支援課主事

【傍聴者】 0名

○次第

1 開会

2 挨拶

3 第1回委員会（R7.10.17）の議事概要について

4 議事

(1) 団体ヒアリングの聞き取り結果について（資料3）

(2) 第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画素案について（資料4、資料5）

(3) その他

5 閉会

■会議概要

1 開会

○事務局

- ・委員の過半数以上の出席により会の成立を報告

2 開会挨拶

松枝福祉総務課長から挨拶

4 議事

○事務局

- ・会議については、佐賀市審議会等の会議に関する規程に基づき会議を公開する。

(1) 団体ヒアリングの聞き取り結果について

○事務局

- ・【資料3】を基に説明

質疑・意見

○委員

- ・ヒアリングの項目、ヒアリング内容を教えてもらいたい。

○事務局

- ・実際のヒアリングの内容は、大きく分けて資料3に載せている3点について地域活動団体等に話を伺った。全体的なヒアリング内容としては、①地域で今どんな課題があるか、②地域福祉の推進に向けてどういったことを行っていく必要があると考えているか、③行政や社会福祉協議会に今後どのようなことを期待しているか、という3つの大枠の質問項目で意見交換等を行った。専門的に活動されている団体には、重層的支援体制に関する質問や、どういった相談先・つながりがあるかなど、より専門的な内容も聞いている。

○委員

- ・専門で活動している団体、地域団体で、先ほどの内容を聞いたという認識で良いか。

○事務局

- ・基本的には自治会などの地域団体には地域での困りごとに重点を置いて質問した。福祉分野で専門的に活動されている方には、重層的支援体制についての相談先やつながりについても伺った部分もある。

(2) 第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画素案について 資料4

○事務局

- ・【資料4】及び【資料5】を基に説明

【第5期計画の概要と重点取組の概要】

質疑・意見

○委員

- ・重点取組を設定し、進めていくことは非常に良いこと。ただ、具体的な実効性を担保しておかないと、ここで書いただけになってしまう。特に福祉関係や地域の団体の中では、他の団体との情報共有が難しい。もう少し具体的な取組をどこかの段階で明記していただけると素晴らしいものになる。

○事務局

- ・この重点取組については、地域福祉計画・活動計画が大枠での方向性を整理するものである。具体的な取組は庁内の各関係課に落とし込んで実行していく。実施状況については、来年度からは推進委員会として計画の進捗状況を報告し、評価・検証していく委員会を開催する予定である。

○委員

- ・【資料4】の3ページの主な変更点で、「外国籍住民との交流促進」の今後の計画案が「相互理解の深化と再犯防止制度の理解」となっているが、再犯防止ということが外国籍の方に向けてのという言い方に誤解される可能性はないか。

○事務局

- ・誤解がないように表記を整理していきたい。

○委員

- ・6ページの重点取組1「身寄りのない方への支援充実」という表現について、「身寄りのない方」というと身内や親戚と縁を切られているという深刻なイメージを持つ。一人暮らしや孤独という表現もあるのではないか。地域のつながりが希薄化している中で、親戚や身内は遠くにいるが地域とは空洞になっているというケースもあるので、そういう点も検討いただきたい。

○委員

- ・親子や兄弟だけで暮らしていても地域で孤立して助けを求めている、犯罪歴があって立

ち直ろうとしている人たちも孤立しがちである。「孤立してしまいがちな人たち」に対する支援だということを見えるようにするのも一つの策ではないか。

○事務局

- ・「身寄りのない方等」という表記は国の地域共生社会の在り方検討会での表現を参考にしたが、より柔軟な表現への検討も必要と考える。いただいた意見を踏まえて検討させていただく。

○委員

- ・3 ページの「地域参加」の「多様な関わり方の容認」という言葉が上から目線に感じる。「関わり方の多様化」など誤解を招かないような表現にしていきたい。

○事務局

- ・用語の選択については、注意を払いたい。

○委員

- ・以前の計画では、重点目標について前期・中期・後期の段階的な目標設定や具体的な目標値、推進方向性などが示されていたが、特に重点項目については、計画通りになっているか、ここまでにこうしたかというところを表した方が分かりやすいのではないか。

○委員

- ・「身寄りのない方」への支援に加え、社会的孤立の視点を全世代に取り入れることが重要である。高齢者だけでなく、子育て世代やヤングケアラー、老老介護の当事者も孤立しており、支援につながらず課題が深刻化している。孤立の視点を盛り込むことで、子育て世代も大切にされているというメッセージを発信できる。

また、佐賀市の特徴として「プッシュ型支援」や「アウトリーチ」の取組が進んでおり、子ども家庭センターやコミュニティソーシャルワーカーによる支援が展開されている。目標に「アウトリーチ」の概念を盛り込むことで、行政が積極的に支援を届ける姿勢を示すことができる。

全体として、佐賀市ならではの支援の方向性として、必要な人に確実に支援を届ける「プッシュ型支援」の強化が求められている。

○事務局

- ・国の「地域共生社会在り方検討会」等では「身寄りのない高齢者等への支援」という中間報告が出ているが、内部で協議した結果、高齢者だけではなく、老老介護であったり、支

援が届かない方がいるので「高齢者」に限定しない表記にした。方向性としては同じだが、問題が伝わりやすい表現に改めていきたい。

○委員

- ・どの制度にも該当しない高齢者のケースがある。介護保険も障害サービスも限りがあり、地域の方が支えるかケアマネのシャドウワークでしか補えないという現状がある。この取組内容でそれが補えるか考えると足りていない部分もある。どの制度にも該当しない地域で困っている方への支援の枠を広げられないか。介護保険サービスの隙間の時間に誰もいない、支援が必要なのにという状況が結構ある。

○事務局

- ・どの制度にも該当せず対応が難しいケースはたくさんある。重層的支援体制整備事業では、縦割りの垣根を低くして連携を図り、コミュニティソーシャルワーカーが地域に出向いて課題を掘り起こし、伴走型で支援する取組を進めている。この整備事業を推進していくことで、そうした方を支援できるようしたい。
- ・「身寄りのない方」という表現は誤解を招く可能性があり、支援の必要性は親族の有無ではなく、社会的孤立の有無によって判断すべきである。支援が届きにくい人々への対応は、支援機関の重要な役割である。

今後は、声を上げられない「お一人様」や地域に馴染めない人などへの支援を、5年・10年先を見据えて検討する必要がある、入院・入所・死後事務などを含むパッケージ支援の整備と、具体的な目標を持って取り組む。

○委員

- ・過去の救護法における「身寄りがない」という状態は、単に家族がいないことだけではなく、お互い助け合うことや、近隣との近所付き合いや支え合いもない中で、孤立している状態を指していた。現代社会においても、孤立している状況が実際に出てきている。どのようにして、地域の中で支え合いの仕組みを作り上げていくのかが、地域の課題となっている。

【基本目標ごとの概要と第4期からの変更点】

質疑・意見

○委員

- ・12ページの「市民後見の検討」について、5年間も検討するわけではないだろう。市民後

見人の養成や受任に向けた取組について、具体的にどう考えているか。

○事務局

- ・成年後見制度における受任者不足は大きな課題だ。佐賀市社協が佐賀市成年後見センターを設置し、運営委員会でもこの話が常に出ている。市民後見人の養成はなかなか進んでいないが、今年度から佐賀県が各市町をバックアップして、養成講座を11月から始める予定となっている。佐賀県社会福祉士会が県からの委託で市民後見人の養成を行い、第1号の市民後見人が今年度誕生した。
- ・佐賀市社協は法人後見の形で権利擁護の枠内で支援しているが、受任者不足は課題だ。県内全域で市民後見人の養成を募集したところ、10月末現在で5名程度、佐賀市内では3名の応募があった。これらの方々は佐賀市社会福祉協議会の安心サポート事業を中心に担っていただく予定だ。

○委員

- ・佐賀市は既に安心サポート事業においてノウハウを蓄積している。この経験は活かすべきではないか。受任者が足りない現状に対して、他と同じことをするのではなく、佐賀市の経験を活かしたモデルケースとなるような具体的な検討を進めるべきではないか。

○委員

- ・基本目標1の「ボランティア・市民活動の推進」について、企業・大学とだけでなく、NPOとの連携も必要。また、市民活動プラザなどの施設についても本文中に入れていただくと、縦横で一緒にやるというメッセージになる。

基本目標3のコミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチについても、関連施策の中で重視されている取組であり、担い手が必要になるので、関係施策でのアウトリーチも含めて表現した方が良い。

また、様々な県の相談窓口との連携を記載すると市民にとって分かりやすい。全部は書き込めなくても、想定される連携窓口を巻末に一覧で示すと良い。

重層的支援体制整備事業の位置づけが変わってきており、国の政策動向が変わる可能性も含めて、「動向を踏まえて臨機応変に対応する」ことを書き込んでおいた方が無難ではないか。

○事務局

- ・重層的支援体制整備事業については、国からも補助金を減らす動きがあり、立ち上げ時の支援という位置づけだった。国も重層にこだわらず他の事業があればそちらを推進する

よう言っている。ただ、重層事業の理念は大事なので、こういった事業推進が必要か協議しながら進めていく。臨機応変な対応は必要と考える。

市内の様々な窓口については、市民が見て分かりやすい計画にしたいので、可能な限り掲載していきたい。

○委員

- ・10 ページの「期待される効果」で「民生委員、福祉協力員の活動強化で困りごとの早期把握による迅速な支援」とあるが、民生委員は日頃から頑張っているが、これ以上の活動強化で何をするのか、また民生委員によって温度差もあるので、どういうことを想定しているのか気になる。

○事務局

- ・民生委員は今年が一斉改選であり、12 月から新たな民生委員が委嘱を受けて活動する。「活動強化」と書いているが、民生委員の活動しやすい環境の整備、負担に思われないような支援を考えている。担い手不足の中、民生委員の活動範疇を超えて活動いただいている方もいる。そういった方の活動をしやすい環境、負担軽減に注目していきたい。

○委員

- ・保護司の担い手も高齢化しており、担い手がない。自宅で対象者と面接することなども担い手のハードルを上げている。公民館などでの面接の場も検討されているが、個室での面接が望ましく、保護司活動をする面接の場所が欲しいというのが切実な願いだ。70 歳くらいまで働く時代になり、自分の生活を犠牲にしてまでという思いを持つ人も少ない。担い手をどう増やすかと活動場所の確保が保護司としての悩みである。

○事務局

- ・地域福祉計画が再犯防止推進計画も併せて策定する方向性になっており、保護司との協力や連携を進めていきたい。

○委員

- ・14 ページの基本目標 2 の成果指標について、コミュニティカフェの設置が目標になっているが、経済的な支援もあり得るのか。また、コミュニティカフェが子ども食堂や地域食堂、フードバンクなどの地域支援の拠点にもなりうるので、経済的支援があり得るか尋ねたい。

また、基本目標 1 の「助け合いを感じる市民の割合」が参加促進の指標になっているが、

より具体的に地域活動に参加したか、ボランティアになったかを尋ねる指標の方が分かりやすいのではないか。

○事務局

- ・成果指標については、その通りだ。検討したい。経済的な支援について、現在は難しいところだ。
- ・コミュニティカフェについては、市内の自治会単位で全世代型のカフェとして位置づけており、設立時に6万円の助成金を出している。ただ実情は高齢者に偏ったカフェになっている。春休みや夏休みに子どもたちが参加しやすい時間帯を設けたり、見守りが必要な方やひきこもりの方ともつながりを持てるようなカフェにしていきたい。

カフェの運営自体は助成金が少額なので、自治会や社協の協力で運営している。市内に55カフェほどあるが、もう少し推進していきたい。地域には子ども食堂等もあり、そういった団体との連携・協働も必要と感じている。

○委員

- ・カフェに行くのが楽しみでお話しして帰る人もいれば、困りごとや生活、病気のことなどを抱えている方もいる。世話人や民生委員が介在していれば、それが相談や支援体制につながっていくこともある。
- ・アバンセが主催する女性のためのホットカフェでは、一人親家庭のお母さんが来られて、食糧支援や学用品、女性用品などを提供したり、生活問題や債務の相談が出てきた場合には社会福祉士が相談を受け、様々な機関につなげている。ホットカフェも楽しみのものであると同時に、問題が起きた時の対応体制など、多様なことに対応できる体制を作っていくことが重要ではないか。いろんなことに対応できる体制を作っていくことが必要だ。

5 閉会

以上